閉校施設利活用審査会設置要項

1 設置

この要項は、旧根尾小学校体育館利活用事業者募集要項第11項に規定する閉校施設利活用審査会(以下「審査会」という。)に関し、審査会の運営その他必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事項

審査会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1)提出された事業について審査し、市長に報告する。
- (2)前項の事業について、旧根尾小学校体育館利活用事業者募集要項第14項に規定する変更申請書の提出があった事業について、市長から求められた場合に、当該事業について審査し、市長に報告する。

3 組織

審査会の委員は副市長、教育長、総務部長、教育委員会事務局長、学校教育課長、社会教育課長をもって充てる。

4 会議

- (1) 審査会の会議は、必要に応じて副市長が招集し、その者が議長となる。
- (2) 審査会の会議は、委員が5人以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に委員以外の者に出席を求め、 その意見を聴くことができる。